

新潟市身体障害者手帳に係る障がい程度の再認定に関する要綱

(目的)

第1条 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号。以下「法」という。）第15条第4項の規定に基づく身体障害者手帳（以下「手帳」という。）の交付を受けた者のうち、障がい程度の変化が予想される者について、障がい程度の再認定（以下「再認定」という。）を実施することにより、適正な障がい程度の認定を図ることを目的とする。

(再認定の対象者及び時期)

第2条 再認定を実施する者（以下「対象者」という。）は、別表左欄に掲げるとおりとし、当該対象者の再認定の時期は、同表左欄に掲げる区分に応じ、同表右欄に定めるとおりとする。

(再認定の申請が必要な旨の通知)

第3条 市長は、対象者に手帳を交付するときは、別記様式第1号により再認定の申請が必要な旨通知するものとする。

2 市長は、対象者に対し、再認定を実施する時期の概ね2か月前に、別記様式第2号により再認定の申請が必要な旨通知するものとする。

(再認定の申請)

第4条 前条の規定により再認定の申請が必要な旨を受けた対象者は、新潟市身体障害者福祉法施行細則（平成8年新潟市規則第6号。以下「施行細則」という。）第6条第1項に基づき申請を行うものとする。

(再認定等)

第5条 市長は、前条の申請があった場合は、当該申請の内容を審査し、対象者の障がいの程度が法別表に該当すると認めるときは新たに身体障害者手帳を交付し、対象者の障がいの程度が法別表に該当しないと認めるときは施行細則第7条に基づき対象者へ却下決定の通知を行うものとする。

2 前項の規定により，却下決定の通知を受けた対象者は施行細則第6条第2項に基づき身体障害者手帳を市長へ返還するものとする。

(督促等)

第6条 市長は，再認定の申請をしない対象者があるときは，当該対象者に対し，再認定の時期経過後に期限を定めて，別記様式第3号により再認定の申請をするよう督促しなければならない。

2 市長は，前項の規定による督促をしたにもかかわらず，対象者が再認定の申請をしないときは，新潟市行政手続条例（平成9年条例第2号）第13条の規定による聴聞を行うものとする。

3 市長は，前項の聴聞を行った結果，対象者が再認定の申請をしないことにつき正当な理由がないと認める場合は，法第16条第2項の規定に基づき手帳の返還を命ずるものとする。

別表

再認定対象者	再認定の時期
診断書・意見書作成時点の年齢が、3歳未満の者。ただし、四肢欠損等の障がい程度や永続性が明らかな場合を除く。	5歳時（5歳3か月）
ペースメーカー又は体内植え込み（埋込）型除細動器（ICD）を植え込みした者。ただし、先天性疾患により植え込みした者を除く。	ペースメーカー等植え込み手術後から3年以内（術後2年10か月）
初めて肝臓機能障がいの認定を行うものであって、Child-Pugh 分類の合計点数が7点から9点の状態である者。	1年以上5年以内の期間内（診断書・意見書作成日から1年2か月以上4年10か月以内）

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱の施行前に作成された法第15条第1項に規定する医師の診断書又は同条第3項に規定する意見書を添付して平成26年6月30日までに行った施行細則第6条第1項に規定する申請は、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

第 号
年 月 日

様

新潟市長

身体障害者手帳の再認定について（お知らせ）

現在の身体障害者手帳の認定状況は次のとおりです。下記「再認定時期」に記載がある障がいについては、将来障がい程度が変化する可能性があることから、再認定を行っていただく必要があります。

つきましては、再認定時期までに再認定手続を行ってくださいようお願いいたします。

なお、再認定時期の概ね 2 か月前には、再度ご案内の通知書をお送りします。

記

- 1 氏名
- 2 手帳番号
- 3 交付年月日
- 4 身体障がいの認定状況

障がい名	級	再認定時期

身体障害者手帳の再認定手続に必要なもの

- ・身体障害者手帳交付等申請（届出）書
- ・再認定用診断書（指定医師が作成したもの） 1 通
- ・顔写真 1 枚（縦 4 c m，横 3 c m）
- ・身体障害者手帳

問合せ先

第 号
年 月 日

様

新潟市長

身体障害者手帳の再認定について

下記の身体障害者手帳につきましては，将来障がいの程度が変化する可能性があることから，再認定を行っていただく必要があります。

つきましては，下記再認定時期の月末までに必要な書類等を各区役所健康福祉課又は出張所へ提出くださいますようお願いいたします。

記

- 1 氏名
- 2 手帳番号
- 3 交付年月日
- 4 身体障がいの認定状況

障がい名	級	再認定時期

身体障害者手帳の再認定手続に必要なもの

- ・身体障害者手帳交付等申請（届出）書
- ・再認定用診断書（指定医師が作成したもの） 1 通
- ・顔写真 1 枚（縦 4 c m，横 3 c m）
- ・身体障害者手帳

問合せ先

第 号
年 月 日

様

新潟市長

再認定用診断書の提出について（督促）

このことについて、身体障害者手帳の再認定を行うよう依頼しましたが、現在再認定用診断書の提出をいただいております。

つきましては、下記督促期限までに各区役所健康福祉課又は出張所にて再認定の手続を行ってください。

なお、正当な理由なく期限までに再認定を受けない場合は、身体障害者手帳を返還していただくことがあります。

記

氏 名	
手 帳 番 号	
交付年月日	
障 が い 名	
督 促 期 限	

身体障害者手帳の再認定手続に必要なもの

- ・身体障害者手帳交付等申請（届出）書
- ・再認定用診断書（指定医師が作成したもの）1通
- ・顔写真1枚（縦4 c m，横3 c m）
- ・身体障害者手帳

問合せ先

第 号
年 月 日

新潟市長
様

身体障害者手帳返還命令書

このことについて，身体障害者福祉法第 1 6 条第 2 項の規定に基づき，下記のとおり身体障害者手帳の返還を命令します。

記

氏 名	
手 帳 番 号	第 号
交付年月日	年 月 日
理 由	

問合せ先

(裏面)

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、新潟市に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、新潟市を被告として（訴訟において新潟市を代表する者は新潟市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。